



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会  
総務企画部 総務班

〒753-0072 山口市大手町9番6号

TEL:083-924-2777 FAX:083-924-2792

Email : ygshakyo@orange.ocn.ne.jp

URL : <http://www.yamaguchikensyakyo.jp>

令和2年6月1日発行

県社協ニュース“やまぐちのふくし”では、毎月1回発行し、制度や施策の動向など、随時情報提供していきます。



○「やまぐちのふくし」の表紙写真を募集しています。詳しくは、総務班までお問合せください○



トピックス

- 令和2年度 山口県社会福祉協議会 会長表彰について・・・・・・・・2
- ボランティア活動保険に関するご案内・・・・・・・・3
- 保育士就職支援金貸付事業のご案内・・・・・・・・4
- 社会福祉施設経営指導事業 専門相談のご案内・・・・・・・・5
- 「認知症コールセンター」のご案内／不審電話への注意喚起・・・6
- 令和2年度「環境の日」及び「環境月間」のご案内／  
未利用国有地等の情報提供について・・・・・・・・7



## 山口県社協からのお知らせ

### 令和2年度 山口県社会福祉協議会 会長表彰について

山口県社会福祉協議会では、社会福祉の振興発展に資することを目的に、山口県における社会福祉事業に功労のあった方々への表彰、社会福祉事業に協力援助し、その功績が顕著な個人及び団体へ感謝状の贈呈を行っています。

今年度も下記のとおり行いますので、ご案内いたします。

#### 社会福祉事業功労者〔表彰〕

民間社会福祉事業の現職者にして、既往15年以上従事し、その功績、特に顕著であり、かつ、既往において市町長または市町社会福祉協議会会長から表彰を受けた者

- (1) 民生委員・児童委員として功績顕著な者
- (2) 社会福祉法人、NPO法人、公益法人が経営する第1種及び第2種社会福祉事業を実施する施設・事業所役職員として功績顕著な者
- (3) 里親として功績顕著な者
- (4) 社会福祉協議会役職員として功績顕著な者
- (5) 民間社会福祉事業団体役職員として功績顕著な者

#### 社会福祉事業協助者〔感謝状贈呈〕

社会福祉事業に特段の協力をなし、その実績が顕著で他の範とする個人及び団体であって、感謝状を贈呈することが効果大と認められるもの。また、既往において市町社会福祉協議会会長から表彰を受けたもの

#### 【推薦について】

各市町社会福祉協議会からの推薦となりますので、お早めにお近くの市町社会福祉協議会に連絡してください。推薦期日も各市町によって異なりますので、御注意ください。

#### 【表彰の伝達】

第70回山口県総合社会福祉大会において伝達を行います。

日時 令和2年10月28日(水) 午後1時から午後4時まで  
会場 美祢市民館 美祢市大嶺東分 326-1

#### ◆問合せ先

総務企画部 総務班

TEL : 083-924-2777 FAX : 083-924-2792





## ボランティア活動保険に関するご案内

【重要】ボランティア活動保険における新型コロナウイルスの取扱いを改訂しました  
ボランティア活動保険の特定感染症に指定感染症（新型コロナウイルス）を追加し、補償の対象といたしました。（2月1日に遡及して保証します。）

### ケガの補償 《抜粋》

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に保証します。

補償される保険金の種類：

- ① 葬祭費用実額(死亡の場合、300万円限度)
- ② 後遺障害保険金 ③入院保険金
- ④通院保険金

補償区分	保険金額
葬祭費用	実費（300万円限度）
後遺障害保険金	1,040万円（限度額）
入院保険金日額	6,500円
通院保険金日額	4,000円

※R1年度Bプランの場合は保険金額が異なります。

●特定感染症：感染症予防法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）による分類

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡（天然痘）、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、MERS
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157など）、腸チフス、パラチフス

※新型インフルエンザは補償されません。（感染症予防法で「新型インフルエンザ等感染症」に分類）

### よくあるご質問（Q&A）

Q1. ホテルでの隔離や自宅での療養の場合は？

A1. 新型コロナウイルスに感染し、医師の指示のもと軽症や無症状の方等がホテル等の臨時施設または自宅で療養する場合は「入院」とみなし保険金をお支払いします。

Q2. 活動中に新型コロナウイルスに感染したのかの判断は？

A2. 新型コロナウイルスに感染したと想定される付近の日時に活動実態があるか、活動以外に感染要因となる事象（院内感染、クラスター等）がないか等確認させていただいたうえで保険会社が判断します。

Q3. 「社協の保険」「福祉サービス総合補償」の感染症の補償との違いは？

A3. 「社協の保険」「福祉サービス総合補償」の感染症の補償では肺炎を発症しないと補償の対象となりません。一方、ボランティア活動保険では肺炎を発症しなくても対象となります。また、補償される保険金の種類や金額も異なりますので、ご注意ください。

**ご注意**「ボランティア行事用保険」「送迎サービス補償」の各プランでは補償の対象となりません

※補償内容の詳細につきましては弊社ホームページおよび令和2年度版「ボランティア活動保険」等の手引をご参照ください。

＜取扱代理店＞株式会社福祉保険サービス  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

＜引受保険会社＞損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

### ◆問合せ先

地域福祉部 地域福祉班

TEL：083-924-2828 FAX：083-924-2847





## 保育士就職支援金貸付事業のご案内

令和2年度「保育士就職支援金貸付事業」の申請受付が始まりました。

この事業は、潜在保育士の方の再就職支援を図るため、また山口県内の保育所等に勤務する保育士の方の離職防止に向けた環境を整備し、保育人材の確保及び保育士の離職防止を図ることを目的としています。山口県内の保育所等において保育士として2年間従事したときは全額返還免除となります。

**募集期間**：令和2年5月20日（水）～令和2年12月21日（月）

### 1 保育料の一部貸付

※未就学児を持つ保育士が、保育士として勤務するときの子ども保育料の一部を貸付けます

貸付対象者	保育士として週20時間以上勤務している方 ○新たに保育士として勤務を始めた方 ○産休・育休から復帰する方
貸付期間	勤務開始日から1年間以内
貸付額	月額27,000円以内（未就学児の保育料の半額）：無利子

### 2 就職準備金貸付

※潜在保育士が、保育士として再就職するための準備に必要な費用を貸付けます

貸付対象者	保育士として週20時間以上の勤務を始めた方 ○保育所等を離職した又は勤務経験のない方 ○新たに勤務される方 (※指定保育士養成施設在学中に採用が内定し、卒業後速やかに勤務する方を除く) ○山口県福祉人材センターもしくは山口県保育士バンクに登録を行う方
貸付額	400,000円以内（1人一回限り）：無利子

### 3 子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

※未就学児を持つ保育士が、保育士として勤務する時間に子どもの預かり支援に関する事業（ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業等）を利用する料金の一部を貸付けます

貸付対象者	○未就学児を持ち、保育所等を利用している方 ○勤務の時間帯により、子どもの預かり支援事業を利用される方
貸付期間	2年間以内
貸付額	年額123,000円以内（利用料の半額）：無利子

※詳しくは「山口県福祉人材センター」のホームページをご覧ください

こちらから⇒



#### ◆問合せ先・申請先

福祉人材部（山口県福祉人材センター）保育士就職支援金貸付担当

TEL：083-922-6200 FAX：083-922-6652





## 社会福祉施設経営指導事業 専門相談のご案内

社会福祉施設・事業所の適正かつ安定的な経営と利用者へのサービス向上等をめざして、専門家が問題解決のアドバイスを行います。

疑問やご相談等がありましたらお気軽にご連絡ください

### 会計・税務相談

予算決算、会計処理に関すること、税務に関すること等に公認会計士や税理士が対応します。

### 法律相談

利用者との契約をめぐるトラブル等に弁護士が対応します。

### 労務相談

働き方改革関連法への対応等の労務管理に関すること等に社会保険労務士が対応します。

### 対象となる施設・事業所

社会福祉法人等の経営する福祉施設・事業所

### 利用の手順

- 1 専門相談を希望される場合は、別紙「専門相談申込書」に必要事項を記入し、FAX又は郵送で県社協 福祉振興班にご連絡ください。
  - 2 県社協担当者が相談内容を専門相談員に連絡します。
  - 3 県社協担当者又は専門相談員より相談者へ回答します。
- ※ 相談内容によっては、回答までにお時間をいただく場合がございます。

### その他

相談は、原則として無料です。

継続的なサポートが必要な場合等、専門相談員が必要と判断した場合は、個別に指導契約を結んでいただく場合もあります。

## ～リハビリテーション指導のお知らせ～

社会福祉施設経営指導事業では、理学療法士によるリハビリテーション指導を実施しております。

この指導は、山口コ・メディカル学院 理学療法学科の専任教員が社会福祉施設・事業所に訪問の上、行います。（1日（4時間程度）35,000円の指導料が必要となります。）詳しくは、山口県社協 福祉振興班にお問合せください。

### ◆問合せ先

総務企画部 福祉振興班

TEL 083-924-2799 FAX 083-924-2798





## 「認知症コールセンター」のご案内



認知症に関する相談は「認知症コールセンター」へ！

認知症に関する心配ごとや気になること、認知症の方の介護に関する悩みなどに対して、保健師や介護経験者等がご相談に応じます!!

たとえば、

- ◎家族や自分が認知症ではないかと気になる。
- ◎認知症に関する悩みをどこに相談してよいかわからない。
- ◎認知症の方の介護を経験した人と話がしたい。等

認知症コールセンター専用番号

TEL 083-924-2835

※相談時間※ 月・金の午前10時から午後4時まで（祝日はお休み）

### ◆問合せ先

生活支援部 生活支援班

TEL083-924-2845

FAX083-922-1295



## 「山口県社会福祉協議会」を名乗る不審電話にご注意ください！

山口県内において、山口県社会福祉協議会を名乗る者から、高齢者宅に「新型コロナウイルス感染予防対策としての声掛け」という内容で、電話を受けたという報告を受けておりますが、当会ではそのような取り組みを一切行っておりません。

つきましては、ご自宅や職場などに社会福祉協議会等を装った不審な電話がかかってきたり、郵便・メールが届いたりした場合は、十分注意していただき、対応せず、警察署にご連絡ください。

### ◆問合せ先

総務企画部 総務班

TEL：083-924-2777

FAX：083-924-2792





## 関係団体からのお知らせ

### 令和2年度「環境の日」及び「環境月間」のご案内

環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1ヵ月間を「環境月間」として、全国的に環境保全活動の普及・啓発に関する各種行動を展開し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指すこととして実施されます。

本県においても、この趣旨を踏まえ、標記の期間中、県・市町・企業・民間団体の参加と協力のもと、地球温暖化対策・節電への取組や、環境美化活動・各種保全活動を展開します。

#### \*実施行事

- (1) 省エネ・節電等に向けた「ぶちエコやまぐち～CO2削減県民運動～」の推進
- (2) 環境月間中の広報等の実施
- (3) 環境保全実践活動の実施
- (4) 省・創・蓄エネ関連設備の導入促進
- (5) 環境美化活動の推進

#### ◆問合せ先

山口県環境生活部 環境政策課  
TEL：083-933-3030



### 未利用国有地等の情報提供について

保育や介護分野への活用を図ることを目的として、未利用国有地等についての状況提供を行っておりますので、お探しの場合は中国財務局ホームページをご覧ください。

また、山口県社会福祉協議会のホームページにリンクを記載した記事を掲載しておりますので、そちらからもご覧いただけます。

【中国財務局ホームページ】 <http://chugoku.mof.go.jp/kokuyu/kansou/koktop.htm>

#### ◆問合せ先

山口財務事務所管財課  
TEL：083-922-2190





社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故(1対1)	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お住みの者の費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】  
定員1名あたり  
入所: 1,300円  
通所: 1,390円

- ② 個人情報漏えい対応補償    ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

## プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償  
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



## プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償  
● オプション: 使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償 NEW



## プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

### 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

保険期間1年

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〈1階幹事保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)  
補償ジャパン日本興亜は、関係協会の認可等を経て、2020年4月1日に番号を変更し、「損保ジャパン」になります。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)